

石川町立歴史民俗資料館 移転整備基本構想

令和3年10月
石川町教育委員会

目 次

| | |
|---------------------------------|----|
| 1. 資料館移転整備方針 | 1 |
| 2. 石川町立歴史民俗資料館移転整備基本構想の行政上の位置づけ | 2 |
| 3. 策定にあたっての基本理念 | 3 |
| 4. 資料館移転整備にあたっての基本方針 | 3 |
| 5. 施設に求められる環境及び組織 | 5 |
| 6. 施設に求められる機能 | 5 |
| 7. 施設に求められる構造と規模 | 9 |
| 8. 名称 | 10 |
| 9. 展示の基本テーマ | 10 |
| 10. 展示上の留意点 | 11 |
| 11. 展示基本シナリオ | 12 |
| 12. その他 | 13 |
| 資料 | 14 |

1. 資料館移転整備方針

石川町立歴史民俗資料館は、本町の文化・歴史を伝える資料の保存と収集、活用を図り、町民の教育、学術及び文化の発展に寄与することを目的として、昭和 49 年に建設された。同館には、本町産鉱物標本を中心に、全国に誇れる歴史文化資源、地質資源を展示し、町民及び児童生徒や大学生、研究者、観光客等、年間 2 千人前後の来館者が訪れている。

しかし、開館から築 47 年が経過し、施設の老朽化が顕著であるとともに、年々収蔵する歴史資料、民俗資料、そして鉱物標本等が増加し、展示スペースや収蔵庫に空きがない状況が課題となっている。さらに、3 階建ながらエレベーターがなく、空調設備がないため夏冬の観覧及び資料収蔵環境も悪いことから、『石川町歴史文化基本構想』及び『石川町過疎地域自立促進計画』にて資料館の改修と収蔵施設の拡充が掲げられてきた。

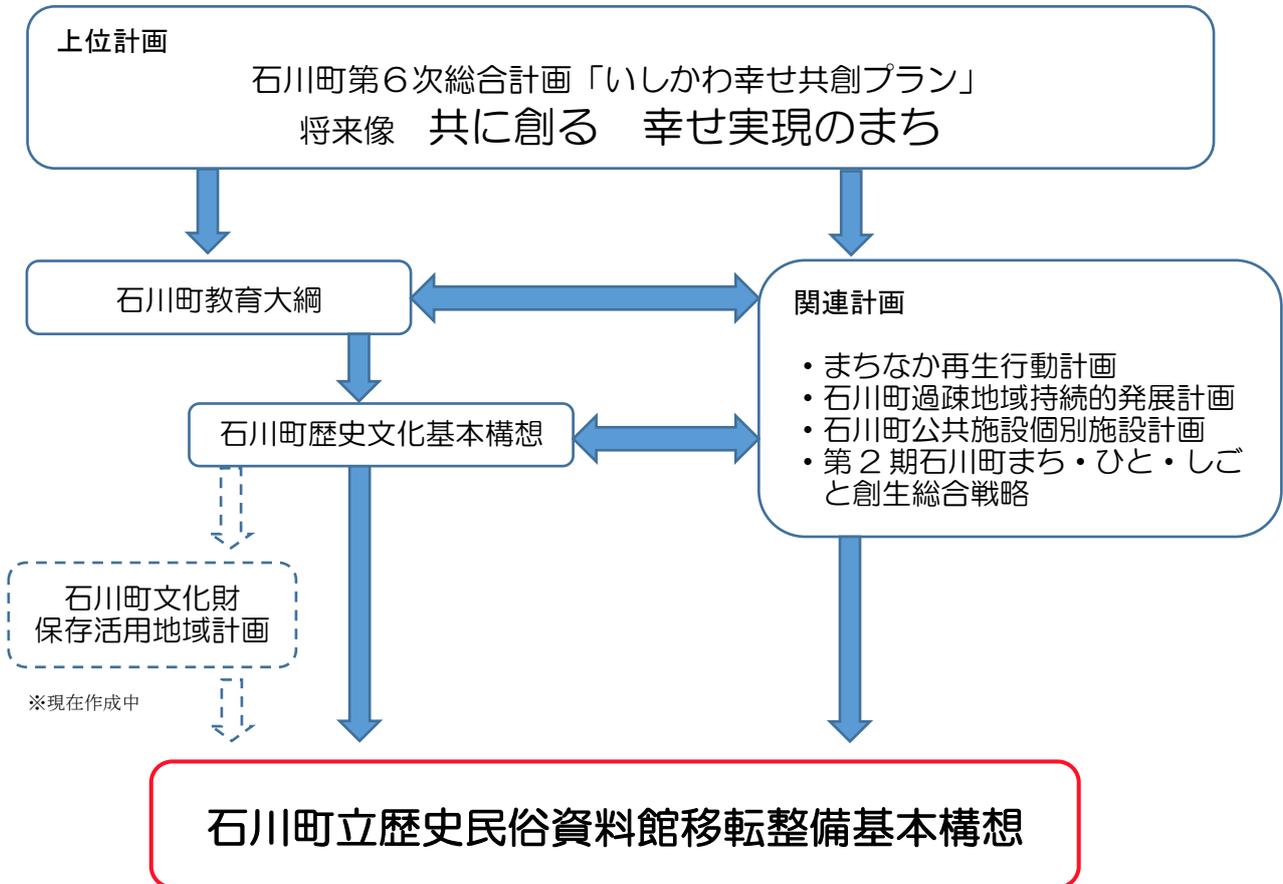
この現状から、町は旧ホテル松多屋（石川町字長久保地内）の土地及び建物を取得し、建物の改修を行い新たな資料館として整備を図ることとした。旧ホテル松多屋は結婚式場だったことから、建物の面積も広く、展示、収蔵スペースが十分確保でき、また、立地条件も国道沿いで駐車場もあり、本町を訪れる観光客にも町の魅力を発信することができる。

以上、町の宝である歴史文化資源及び自然資源を後世に伝える施設として、また、資料館が現在所蔵する資料だけでなく、今後さらに増加していく資料の保存と活用を図るために、資料館の移転整備を図る。



↑ 現在の石川町立歴史民俗資料館

2. 石川町立歴史民俗資料館移転整備基本構想の行政上の位置づけ



↑ 移転整備先の旧ホテル松多屋本館

3. 策定にあたっての基本理念

石川町立歴史民俗資料館移転整備基本構想を策定するにあたり、基本理念を以下のように定める。

1. 石川町の持つ歴史・文化・自然の特徴が理解できるように、さまざまな資料・研究成果をわかりやすく伝えるとともに、石川町の素晴らしさを来館者自身が考え、体感できる施設とする。
2. 学校教育を支援する施設として、石川町を担う次世代の子どもたちに対する地域プライドの醸成、「石川プライド」を育てる場として活用できる施設とする。
3. 生涯学習の場として多様なニーズを持つ町民の学習機会を支援できるように、地域博物館としての機能を核にしなが、町民の生涯学習活動及びその成果発表の場に活用できる、複合的機能を持った施設とする。
4. 石川町の素晴らしさを示す素材の発見により「石川プライド」はその厚みを増していく。各種資料の収集・調査・研究の充実に努め、常に石川町の魅力を発信できる施設とする。
5. 気軽に集まり、活動でき、住民同士の交流が促進できる、町民集いの場として活用できる施設とする。

4. 資料館移転整備にあたっての基本方針

石川町立歴史民俗資料館移転整備基本構想を策定するにあたり、基本方針を「知る」「つなぐ」「活かす」「伝える」の4つに定める。

知る

所蔵資料の展示

- ・地球から見た石川町の歴史を通観した総合的展示を行うとともに、鳥内遺跡、自由民権運動、民俗文化財（古民具等）、鉱物・岩石標本、本町ゆかりの絵画等、本町の特色ある歴史文化資源・自然資源にスポットをあてた展示展開とする。
- ・石英（水晶）等の鉱物や、遺跡から出土した土器等に直接触れることができる「ハンズオン」コーナーを設ける。

つなぐ

資料の安全な保管・収蔵

- ・石川町の大切な宝である歴史文化資源、自然資源をこれからも後世に継承していくために、防火・防犯に備えた保管・収蔵設備を設ける。

活かす

つどいの場の創出とフィールドミュージアムの起点機能

- ・地域に開かれた博物館施設を目指し、町民が気軽に利用できる貸館スペースや、気軽に集まることができる交流スペースを設ける。
- ・本施設をビジターセンターとして、町内に所在する文化財をフィールドミュージアムとし、これらをテーマごとに繋いで巡る文化財ツーリズムを開催する。

伝える

各種講座の開催と情報提供

- ・石川町の大切な宝である歴史文化資源、自然資源を次世代に継承していくための人材育成を図るため、文化財保護に関する各種講座を開催する。
- ・町民の郷土教育・学習支援として、本町に関連する文献や書籍等の資料が閲覧できるスペースを設ける。
- ・本施設が所蔵する各種資料の主な情報を利用できるように所蔵資料データベースを公開する。

5. 施設に求められる環境及び組織

新たな資料館施設の整備に向け、前述の基本理念及び基本方針を具現化するために、次のような環境及び組織とする。

1. 地域に開かれた施設として、より多くの町民及び来館者が利用できるよう、展示空間、調査研究、資料保存、教育普及、情報サービス活動等のスペースを十分に確保する必要がある。また、障がい者や高齢者、そしてインバウンドに対する配慮も必要である。
2. 施設の管理運営を効果的に図るためには、適正な職員の人員配置が必要である。特に、学芸員については早急に採用すべきである。
3. 組織としては次の部門が必要である。
 - ①資料収集及び保存・活用
 - ②調査研究
 - ③展示
 - ④教育普及活動
 - ⑤情報・サービス
 - ⑥管理・運営

6. 施設に求められる機能

新たな資料館施設の整備に向け、前述の基本理念及び基本方針を具現化するために、次のような機能を備える。

A. 資料の収集・保存・活用

石川町及び石川地方に関連する各分野の資料を広く収集し、整理保存、活用を行う。

整備内容：①寄贈資料等の受け入れ体制

- ②郷土資料及びその他の刊行物（電子的記録含む）の収集、公開
- ③関連施設、関係団体等との資料貸借等が可能となる体制
- ④所蔵資料及び収集資料のデータベース化
- ⑤収蔵資料の劣化及び防火・防犯に備えた展示・収蔵設備の整備
- ⑥公文書館としての機能

整備事項：①作業室（一時保管、クリーニング、受付事務）の設置

- ②図書閲覧室の設置
- ③他の MLA（博物館：Museum，図書館：Library，文書館：Archives）や各種関係団体との連携
- ④所蔵資料台帳の整理とデータベース化及び公開
- ⑤永続的な資料の収蔵・保存・展示をするため、温湿度調整できる空調設備等の設置と、展示室・収蔵庫の充実
- ⑥非現用文書（保存期間を満了した公文書）の収集・整理・保存

B. 調査研究

石川地方の調査研究センターを目指し、その機能の充実を図る。

- 整備内容…①学芸員を中心とした調査研究を可能とするスタッフの確保
②館員以外の研究者、有識者、協力者等が参加できる開かれた体制整備
③調査成果の展示や教育普及活動への活用と、刊行物等への公表

- 整備事項…①学芸員（正職員）の採用
②本町における文化財保護関連委員会との連携、MLA、学術機関、各種関係団体との連携
③町広報誌、ホームページ、刊行物等での研究成果の公表、企画展開催

C. 展示

これまでの資料収集、調査研究を通じて明らかとなった最新の情報を基にした展示構成とし、分かりやすい展示、楽しく参加できる展示構成とする。

- 整備内容…①常設展示、企画展示、屋外展示
②余裕ある展示空間と分かりやすく簡素な解説
③休息空間の設置と照明、音響に注意した明るく静かな空間
④資料を手で触れることができる展示コーナーや、親子で参加できる体験型の展示
⑤インバウンド対策
⑥本町の歴史・文化・自然資源を通観する展示展開とし、その構成は『石川町歴史文化基本構想』でまとめた「関連文化財群」等を参照
⑦最新の調査研究成果に基づいた企画展の開催

- 整備事項…①常設展示室、企画展示室、屋外展示場の設置
②密にならない資料展示、余裕のある導線確保、圧迫感のない天井部の高さ、小中学生でも理解できる解説
③展示場内にベンチ等を設置、場内は暗めにして展示物にスポット照明、映像資料については観覧の邪魔にならない程度の音量
④石英（水晶）や土器等を直接手に触れ五感で楽しむハンズオンコーナーの設置、親子で楽しむことができる仕掛け型・体験型の展示
⑤展示解説の多言語表記、多言語パンフ等の作成
⑥常設展示は自然的環境を導入展示とし、本町の特色ある歴史・文化・自然資源を通観する展示展開とする
⑦年1回以上の企画展の開催、移動可能な展示ケースの設置

D. 教育普及活動

「石川プライド」の醸成のため、子どもの時点から本施設との関わりを持たせる。この目標のため、学校教育での施設活用と、親子での施設利用を積極的に進める。この活動により、地域への愛着を深め、大人になっても「石川プライド」を持ち続け、やがては子々

孫々へと受け継がれる流れが醸成される。

- 整備内容…①子どもと保護者、学校教育関係者、町民にとって魅力ある企画づくり
②文化財保護啓蒙に繋がる講座、講演会の開催
③館外での学校教育及び社会教育における郷土教育事業への支援、教職員の研修会への支援
④施設ボランティア組織による展示解説支援や教育普及活動の支援
- 整備事項…①学校教育関係者や施設利用者に対するアンケート調査の実施
②講習室の設置
③学校・社会教育施設との連携、出前講座の実施
④登録ボランティアの整備、ボランティアスタッフ休憩室の設置

E. 情報・サービス活動

学びへの支援、施設及び他館の情報、図書の利用等、情報・サービスの提供を行う。また、他の博物館や大学及び各種研究団体との交流を積極的に進め、利用する人々に知識や情報を提供する交流センターを目指す。

- 整備内容…①資料の鑑定や調査、解読等ができる環境を整備
②各地の博物館施設の企画展・出版物等の情報提供
③施設の活動及び運営状況に関する情報提供
④個人やグループの学びに対する支援
⑤所蔵資料及び収集資料の情報提供
- 整備事項…①図書閲覧室の設置
②情報コーナーの設置
③施設ニュース・リーフレット配布、ホームページ・SNSでの情報配信
④学芸員・施設ボランティアによるレファレンス・サービス、他の MLA や各種関係団体との連携
⑤所蔵資料及び収集資料データベースの公開

F. 管理・運営

資料館の機能を十分発揮できる体制とするため学芸員を採用する。また、博物館経営（ミュージアム・マネジメント）を念頭においた管理運営を行う。

- 整備内容…①施設の活動を円滑にするための柔軟な組織、良質のサービスを来館者に提供できる管理・運営
②ミュージアムショップの設置
③来館者からの施設運営に対する意見の聴取
④第三者からの評価
- 整備事項…①学芸員を中心とした管理・運営
②既刊報告書や企画展図録、町史等の刊行物の販売と、施設オリジナルグッズの販売

③アンケート箱の設置

④石川町教育委員会評価委員会による事業運営評価

G. 貸館機能・交流機能

地域に開かれた施設を目指し、町民が作品を展示でき、集会ができる貸館スペースや、気軽に集まることができる交流スペースを設ける。

整備内容…①個人または団体が一定期間作品等を展示できる場の設置

②個人または団体が集会を行える場の設置

③飲食が可能な交流の場の設置

整備事項…①貸館展示スペース

②貸館集会スペース

③オープンスペース

H. フィールドミュージアムの起点機能

『石川町歴史文化基本構想』では、町内の有形・無形、指定・未指定に関わらず、様々な文化財を歴史的・地域的関連性に基づいて一定のまとまりとした「関連文化財群」を6つに分けて設定している（小項目を含めて8つの関連文化財群）。これらの構成文化財を巡るツーリズムを開催することにより、館内だけでは得られない情報を補完するとともに、現地の環境の中で文化財が持っている歴史的価値等を体感できる機会を設ける（フィールドミュージアム機能）。

また、来館者や町民自らが文化財を巡ることができるよう、町内の文化財マップを作成し、コース例を提示する等、自発的な学習機会を促進する。

I. その他、施設に望まれる機能

①バリアフリー

多目的トイレ、授乳室、身障者用駐車場、スロープ、手すり、点字ブロック、杖・車椅子の無料貸出

②災害発生時の入館者のスムーズな避難誘導経路の確保

③AED、自動販売機、キッズスペース

④駐車スペースと進入路の確保

7. 施設に求められる構造と規模

施設に求められる構造と規模は、次の各室を設け、これらが満たされる規模とする。さらに、各室の連携がとれるよう機能的に配置する。

A. 収蔵部門

収蔵庫（未登録資料、登録済資料：自然系、人文系）

※資料の材質により保存環境を変えられる工夫

B. 調査研究部門

研究室（事務室を兼ねる）

資料整理室兼撮影室

C. 展示部門

常設展示室

企画展示室

屋外展示場

倉庫（企画展示用ケース、パネル等の収納、体験学習用器材等）

休憩スペース

D. 教育普及活動部門

講習室（講座、映像学習、教育普及活動）

多目的ホール（講演会、映写会、団体利用）

ボランティアスタッフ待機所

図書閲覧室（レファレンスルーム併用）

E. 供用部門

オープンスペース（机、イス、ソファ、ロッカー、情報コーナー）

レファレンスルーム（図書閲覧室併設）

ミュージアムショップ（刊行物・施設オリジナルグッズ等の販売）

トイレ（男性用・女性用・多目的トイレ ※職員兼用）

駐車場（身障者用駐車スペース・大型バス駐車スペース）

F. 管理・運営部門

事務室（研究室を兼ねる）

機械室（空調・電気）

会議室（打合せ、応対 ※講習室併用）

事務用倉庫（書類、事務用品等）

G. 貸館機能・交流機能部門

貸館展示スペース

貸館集会スペース

オープンスペース（飲食可）

H. 建物外観

博物館機能を有する施設にふさわしい配色を心がけ、特に施設の顔となる正面玄関部分は親しまれやすく魅力ある外観とする。

8. 名称

名称は親しまれやすい施設名称とするために、名称を公募する。

9. 展示の基本テーマ

本町の歴史文化的特徴は『石川町歴史文化基本構想』において、「文化の結節の地」「阿武隈川と人々の暮らし」「東日本初の自由民権運動」「人々の暮らしと祭礼」「地質資源と人々との関わり」の5つとしており、人々は豊かな自然資源のもとで独自の歴史文化を育んできたことを指摘している。

また、『石川町鉱物館整備基本構想』では、地質資源が地域の歴史文化を大きく特徴づけているとし、基本テーマを「鉱物のまち石川～鉱物と人々との関わり～」としている。

上記2つの構想において、本町の歴史文化は大地と人々の結びつきから生まれ、今まで育まれてきたことが指摘されている。この連綿と受け継がれてきた物語を未来に向けて発信し続けることが、本施設の使命であるとする。

以上を踏まえ、本施設の展示の基本テーマを下記のとおりとする。

石川の大地と人々が織りなす「モノがたり」

10. 展示上の留意点

展示を行うにあたって、以下の点に留意する。

1. 見るだけでなく、聞き、触れ、楽しく参加しながら学べる展示
2. 分かりやすく、発見する喜びと感動が味わえる展示内容
3. 来館者のニーズを踏まえた展示の視点
4. 調査研究の成果がすぐに反映できる展示の可塑性
5. 親子で学ぶ、体験を通して学ぶことを意識した展示
6. 石川町と周囲の地域との比較から、石川町の特徴がよくわかるような展示
7. 「モノ」を様々な角度から検証し、そこから見出された価値を構造的に分かりやすく伝える展示



↑ 現在の資料館の展示状況（3階企画展示室）

11. 展示基本シナリオ

石川地方の歴史・文化・自然を特色とした展示構成を核とし、展示の基本テーマを具現化する展示展開とする。展示基本シナリオで扱うテーマは、『石川町歴史文化基本構想』でまとめた下記の関連文化財群 6 項目（小項目も含めて 8 項目）をベースに、今後、基本計画の段階で具体的な展示基本シナリオを検討する。

関連文化財群① : 人々の定住から「石川」誕生へ

関連文化財群② : 東北と関東の架け橋・中世石川荘の世界

関連文化財群③ : 街道と交通の発展

関連文化財群④ : 自由民権運動発祥の地

関連文化財群⑤ : 大地に根差す暮らしと祈り

関連文化財群⑥ : いしかわの石の物語

- 関連文化財群⑥-1 : 石川の大地と鉱物・岩石
- 関連文化財群⑥-2 : 「いし」にまつわる戦争と平和
- 関連文化財群⑥-3 : 伝承高遠石工の技と関連石造物

↑ 『石川町歴史文化基本構想』でまとめられた関連文化財群

※関連文化財群とは、地域の歴史文化を物語る資産群のことを指す

12. その他

資料館移転整備にあたっては莫大な費用がかかることから、さまざまな手段で財政的支援を受けることが必要である。同時に、資料館自らが積極的に収益を伴う事業を展開すること、行政だけでなく、官民連携による公共施設マネジメントに努めることも必要である。以上を踏まえ、資料館整備にあたっては、以下の点に取り組むこととする。

1. 国庫補助金や、クラウドファンディング等、自主財源以外からの移転整備費用への充当
2. ミュージアムショップでの独自商品の販売
(例) 子供でも購入できる安価なお菓子
石にちなんだペンダント、お菓子の販売
文化財等を印刷したクリアファイルや絵はがき
3. 官民連携（≒PPP/PFI）による公共施設マネジメント
(例) テナント・スペースを設け、民間への場の提供等
4. 町の財政状況等を踏まえた、無理のない段階的な整備計画の検討

石川町立歴史民俗資料館整備検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 石川町立歴史民俗資料館設置条例（昭和49年3月25日条例第10号）

第2条に規定する石川町立歴史民俗資料館（以下「資料館」という。）の整備にあたり、施設整備に関する基本構想及び基本計画の策定、その他必要な事項を検討するため、石川町立歴史民俗資料館整備検討委員会（以下「委員会」という。）を石川町教育委員会（以下「教育委員会」という。）に置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は次の各号に定める内容を検討し、その結果を教育委員会に報告する。

- (1) 基本構想・基本計画の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか資料館の整備に関し必要と認めること。

(組織)

第3条 委員会は、委員10名以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 地元有識者
- (3) 各種団体の代表者又は推薦者
- (4) その他教育委員会が適当と認める者

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、令和4年3月31日までとする。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長を置くこととし、委員の互選により決定するものとする。

2 委員長は委員会を総括し、委員会の会議の議長となる。

3 委員会に副委員長を置くこととし、委員長が指名する。

4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。ただし、委員の委嘱又は任命の後、最初に開かれる会議は教育長が招集する。

2 委員長が必要と認めるときは、委員会に委員以外の議事に関係のある者の出席を求めて、その意見又は説明を聞くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会生涯学習課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

石川町立歴史民俗資料館整備検討委員会委員名簿

任期：令和3年6月16日～令和4年3月31日

| No. | 氏名 | 住所 | 所属 | 備考 |
|-----|-------------------|-------|----------------------------------|------|
| 1 | あずはた たけし 小豆畑 毅 | 石川町在住 | 石川町文化財保護審議会会長 石陽史学会顧問 | 委員長 |
| 2 | あらき たかし 荒木 隆 | 福島市在住 | じょーもぴあ宮畑囑託学芸員 | |
| 3 | ことう くにえい 古藤 邦英 | 石川町在住 | 石陽社顕彰会代表 | |
| 4 | こぼり よしひと 小針 良仁 | 石川町在住 | 石川町鉱物保護収集委員会委員 | 副委員長 |
| 5 | さがわ しょうじ 佐川 庄司 | 西郷村在住 | 藤田記念博物館学芸員 | |
| 6 | はしもと えつお 橋本 悦雄 | 郡山市在住 | 石川町鉱物保護収集委員会顧問 石川町文化財保護審議会委員 | |
| 7 | のざき りょうこ 野崎 良子 | 石川町在住 | 石川町文化協会監事 石陽史学会庶務 | |
| 8 | やまだ ひであき 山田 英明 | 福島市在住 | (公財)福島県文化振興財団 文化センター歴史資料課 副主幹 | |
| 9 | よしだ かずしげ 吉田 数重 | 石川町在住 | 石川町文化財保護指導委員会委員 | |

石川町教育委員会関係職員

| No. | 氏名 | 役職 |
|-----|-------------------|----------------------------|
| 1 | こだま はるひこ 小玉 陽彦 | 教育長 |
| 2 | のざき しょうじ 野崎 昭二 | 生涯学習課 課長兼文教福祉複合施設長 |
| 3 | つのだ まなぶ 角田 学 | 生涯学習課 主任主査兼歴史民俗資料館長兼文化振興係長 |
| 4 | はが としや 芳賀 俊哉 | 生涯学習課 主査兼社会教育主事 |
| 5 | すずき まさひろ 鈴木 正博 | 歴史民俗資料館 鉱物整理員 |
| 6 | さわら たかひこ 佐原 崇彦 | 歴史民俗資料館 学芸員 |
| 7 | いしわた なおこ 石渡 直子 | 歴史民俗資料館 資料整理員 |